

香川県病院局企業職員の職務発明に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和3年7月15日

香川県病院事業管理者 太田吉夫

## 香川県病院局管理規程第2号

### 香川県病院局企業職員の職務発明に関する規程の一部を改正する規程

香川県病院局企業職員の職務発明に関する規程（令和2年香川県病院局管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(退職後に判明した職務発明の取扱い) 第17条 職員がその在職期間中にした職務発明については、当該職務発明をしたことが当該職員の退職後に判明した場合であっても、第2条から前条までの規定を適用する。この場合において、第4条第1項及び第3項、第5条第3項並びに第8条第2項中「所属長」とあるのは、「当該職務発明に係る業務を所掌する所属長」と読み替えるものとする。	(退職後に判明した職務発明の取扱い) 第17条 職員がその在職期間中にした職務発明については、当該職務発明をしたことが当該職員の退職後に判明した場合であっても、第2条から前条までの規定を適用する。この場合において、第4条第1項及び第3項、第5条第3項並びに第8条第2項中「所属長」とあるのは、「当該職務発明をした当時の所属長」と読み替えるものとする。

第2号様式中「印」を削る。

#### 附 則

- この規程中第17条の改正規定は公布の日から、第2号様式の改正規定は令和3年9月1日から施行する。
- 改正前の規程に定める様式による用紙は、当分の間、使用することができる。